

老齡基礎年金



老齡基礎年金の受給には、少なくとも10年以上の受給資格期間が必要です。

老齡基礎年金とは

老齡基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が10年以上ある人が、65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は満額を受けることができます。

受給するための要件

老齡基礎年金を受給するためには、少なくとも10年以上の受給資格期間が必要です。受給資格期間には右のような期間が含まれます。

- 1 国民年金の保険料を納めた期間
(第1号被保険者期間や任意加入期間など)
- 2 保険料の免除を受けた期間
- 3 学生の納付特例期間や納付猶予期間*
- 4 第3号被保険者期間
- 5 昭和36年4月からの厚生年金や共済組合等の加入期間
- 6 合算対象期間* (カラ期間)

※注意 この期間は年金額には反映されません。

合算対象期間とは

- 現在の第3号被保険者にあたる人がかつて任意加入だったときに、加入しなかった期間
- 平成3年3月以前に、学生は任意加入だったため、加入しなかった期間
- 昭和36年4月以降の期間で20歳から60歳までの海外に在住していた期間などのことです。

1～6を足したものが受給資格期間です。



受給できる年金額

老齢基礎年金額(年額) **847,300円**※

老齢基礎年金は、受給資格期間が少なくとも10年以上ある人が受給できます。ただし、満額を受けるためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めていなければなりません。

※令和8年度の年金額は前年度より、1.9%の引き上げとなります。この冊子では昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額を表示しています。

老齢基礎年金額の計算式(令和8年度・年額)

$$847,300円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{免除の段階に応じた月数}^{※1}}{40年 \times 12月}$$

免除や未納
などの期間があると
減額されます



※1 免除の段階に応じた月数とは
免除を受けた期間は追納がないと減額されますので、以下の式により、月数を算出します。

平成21年3月まで

$$\left(\frac{\text{全額}}{\text{免除}} \times \frac{1}{3} \right) + \left(\frac{4\text{分の}3}{\text{免除}} \times \frac{1}{2} \right) + \left(\frac{\text{半額}}{\text{免除}} \times \frac{2}{3} \right) + \left(\frac{4\text{分の}1}{\text{免除}} \times \frac{5}{6} \right)$$

平成21年4月以降

$$\left(\frac{\text{全額}}{\text{免除}} \times \frac{1}{2} \right) + \left(\frac{4\text{分の}3}{\text{免除}} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{半額}}{\text{免除}} \times \frac{3}{4} \right) + \left(\frac{4\text{分の}1}{\text{免除}} \times \frac{7}{8} \right)$$

繰上げ・繰下げ支給

老齢基礎年金の受給は65歳からが原則ですが、希望すれば繰上げて減額された年金を受給したり、繰下げて増額された年金を受給したりすることもできます※。

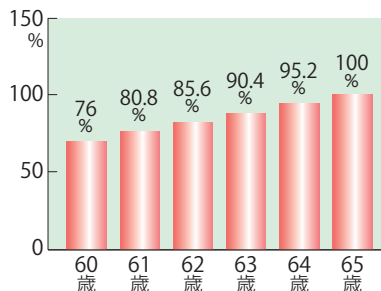
- 一度決められた支給率は一生変更できません。
- 受給権発生後は障害基礎年金を受けられません。

※令和4年4月から繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられました(令和4年4月1日以降に70歳になる人が対象)。

支給率

月単位の請求時の年齢に応じて支給率が決まっています。65歳前の減額率は請求月から65歳になる前月までの月数×0.4%※、66歳以降の増額率は65歳になった月から申出月の前月までの月数×0.7%です。

※減額率は令和4年4月から見直されました。



第2号被保険者期間や第3号被保険者期間、合算対象期間がある人の老齢基礎年金の請求は年金事務所が受付相談窓口です。

